

一般廃棄物処理業（中間処理）許可証

湖環政第 193 号
令和4年(2022年)9月1日株式会社MTK
代表取締役 三峰 教代 様

湖南市長 生田 邦夫 印



令和4年8月1日付けで申請のあった一般廃棄物処理業（中間処理）許可申請については、
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の規定により、次の条件を付けて許可します。

許可番号	第 2208193 号
許可年月日	令和4年9月1日
氏名 法人にあつては、名称及び代表者氏名	株式会社MTK 代表取締役 三峰 教代
事務所及び事業所の所在地	滋賀県湖南市高松町1番2
許可期間	令和4年9月1日から令和6年8月31日まで
取扱廃棄物の品目	食品残さ／木・草・剪定枝／紙・繊維くず／燃えないごみ／ペットボトル
処理の方法	発酵 食品残さ、木・草・剪定枝 4.7 t/日 破碎 木・草・剪定枝 1.6 t/日 破碎 紙・繊維くず 3.4 t/日 破碎 燃えないごみ 3.4 t/日 粉碎 ペットボトル 1.2 t/日 (8時間/日)
営業の区域	湖南市全域
<許可条件>	
1 この許可で処理できる品目は、食品残さ、木・草・剪定枝、紙・繊維くず、燃えないごみ、ペットボトルです。その内、木・草・剪定枝については、家庭及び施設管理上発生するものに限り、また、紙・繊維くず、燃えないごみについては、家庭及び事務所の管理上発生する処理困難な廃棄物に限り、ペットボトルについては、家庭から排出されたものに限り、	
2 各品目の処理量は、各施設の処理能力を超えないでください。	
3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び湖南市廃棄物の処理及び清掃に関する条例並びに同施行規則の規定を遵守してください。	
4 地域住民との意思疎通に努めると共に、作業に際しては周辺住民の生活環境に影響を与えないよう細心の注意を払ってください。	
5 万一、周辺住民から苦情があった時は、市役所に連絡すると共に迅速かつ適正に対応してください。	
6 市の処理基本計画に変更を生じたときは許可を取り消すことがあります。また、この許可に関し制度改正がなされたときはこれに従ってください。	
7 上記事項及びその他市長の指示に違反したときは、許可を取り消すことがあります。	